



熊本県公報

第12169号

平成24年11月30日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○ 予算の専決処分	(財政課) 1
○ 漁船保険義務加入同意の承認 (魚貫町加入区)	(団体支援課) 2
○ 物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正	(管理調達課) 2
○ 道路の区域変更	(道路保全課) 19
○ 道路の供用開始	(〃) 20
○ 道路の供用開始	(〃) 20
○ 道路の区域変更	(〃) 20
公 告	
○ 熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更	(農業技術課) 21
○ 平成24年度ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課) 21
○ 土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 22
○ 土地改良区役員の退任及び就任	(〃) 22
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 23
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 23
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃) 23
登 載 依 頼	
○ 政治資金収支報告書の要旨の公表の一部変更	(選挙管理委員会) 23
○ 衆議院議員総選挙における選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間	(〃) 25
正 誤	
○ 平成20年11月7日熊本県公告第756号 (土地改良区役員の退任及び就任) 中	(農村計画課) 25

告 示

熊本県告示第1244号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により平成24年11月19日付けで専決した平成24年度熊本県一般会計補正予算 (第7号) の要領は、次のとおりである。

平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 28 号

平成24年度熊本県一般会計補正予算 (第7号)

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算 (第7号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,204,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 760,750,630千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月19日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		124,096,937	1,204,048	125,300,985
	1 国庫委託金	1,548,454	1,204,048	2,752,502
歳 入 合 計		759,546,582	1,204,048	760,750,630

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		29,876,582	1,204,048	31,080,630
	1 選 挙 費	104,855	1,204,048	1,308,903
歳 出 合 計		759,546,582	1,204,048	760,750,630

熊本県告示第 1 2 4 5 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項に規定する同意があったものと認めるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 2 0 年 1 2 月 2 日熊本県告示第 1 0 4 7 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 4 年 1 2 月 1 日限りで消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

魚貫町加入区

熊本県告示第 1 2 4 6 号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一

部を改正する要綱

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「添付して」の次に「、これを」を加え、同項第1号中「（入札に係る契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないもの）」を削り、同項第2号中「貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書」を「貸借対照表及び損益計算書」に、「申請書を提出する日の直前年の所得税確定申告書の写し」を「次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類の写し」に改め、同号に次のように加える。

ア 申請書を提出する日が所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項に規定する第3期（以下「第3期」という。）の末日後である場合 申請書を提出する日の属する年の前年分の所得税の確定申告書

イ 申請書を提出する日が第3期の末日以前である場合 申請書を提出する日の属する年の前々年分の所得税の確定申告書

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条第1項に規定する印鑑の証明書、個人にあっては市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書

第3条第1項第4号中「納税証明書」を「次のア及びイに掲げる証明書」に改め、同号イ中「本社、支店、営業所等が無い場合は、本社」を「本店、支店等がない場合は、本店」に改め、同項第10号を削り、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「、葉書」を「及び葉書」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「別記第7号様式その2」を「別記第7号様式」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 誓約書（別記第8号様式）

(12) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（別記第9号様式）

第3条第2項中「次のとおり」を「次の各号に掲げる受付の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改める。

第5条第2項中「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第3号中「本社」を「本店」に、「代表者氏名」を「代表者の職名若しくは氏名」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) その他知事が定める事項を変更したとき。

第11条第2項中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

IV 経営の状況等

(千円)

1 売上高	営 業 種 目		前年度決算額	前々年度決算額	平均売上高
	①物 品				
② 業 務 委 託					
		業務委託 計			
③そ の 他					
総 計(①+②+③)					

(人)

2 従業員数	常時雇用従業員数		うち障がい者雇用人数	
--------	----------	--	------------	--

(千円)

3 自己資本比率	自己資本額	千円
	総資本額	千円

(千円)

4 流動比率	流動資産	千円
	流動負債	千円

5 営業年数	①創業年月日	明・大・昭・平	年	月	日
	②休業・転廃業期間	年間	③営業年数(①-②)		年

6 ISO取得等	<input type="checkbox"/> ISOシリーズ	<input type="checkbox"/> エコアクション21
----------	----------------------------------	------------------------------------

7 育児休業及び介護休業制度の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-------------------	----------------------------	----------------------------

8 熊本県内本店について	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない(熊本県内に支店、営業所等の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
--------------	-------------------------------	---

V 参加を希望する営業種目

【物品】 ※希望業種欄に○、希望地域欄に下記の地域コードを記入してください。

第1分類	第2分類	希望業種	希望地域	第1分類	第2分類	希望業種	希望地域
(1)印刷類	①青写真焼付・コピー			(9)車両・船舶・航空機類	①車両販売		
	②オフセット印刷				②船舶販売		
	③フォーム印刷				③車両・船舶整備		
	④地図印刷				④車両・船舶付属品販売		
	⑤特殊印刷				⑤航空機部品販売・整備		
	⑥その他の印刷 (内容：)				①写真・カメラ等		
(2)文具・事務機類	①紙			(10)機械・器具類	②家電製品		
	②文具・事務機器				③電気・通信機器		
	③印章				④OA機器・ソフトウェア等		
	④書籍				⑤工作機器		
(3)家具類	①家具				⑥建設機器		
	②室内装飾				⑦農林水産機器		
	③畳				⑧厨房機器		
(4)楽器・運動用品類	①楽器				⑨空調設備		
	②運動用品				⑩理化学機器		
(5)被服・繊維製品類	①衣料・帽子・雨具等				⑪医療・介護用機器		
	②旗・染物等				⑫防災・消防機器		
	③寝具				⑬その他 (内容：)		
	④靴				(11)その他	①学校教材	
(6)看板・資材類	①看板			②薬品類			
	②道路標識			③肥料・飼料・種苗			
	③土木工用資材			④警察用品			
(7)雑貨類	①記念品・贈答品			⑤その他 (内容：)			
	②荒物・金物・雑貨						
	③ゴム・ビニール製品						
(8)電力・燃料類	①電力						
	②石油製品						
	③その他 (内容：)						

地域コード表

全県；01	熊本市内；02	宇城(宇土市、宇城市、下益城郡)；03	玉名(荒尾市、玉名市、玉名郡)；04
山鹿市；05	菊池(菊池市、合志市、菊池郡)；06	阿蘇(阿蘇市、阿蘇郡)；07	上益城(上益城郡)；08
八代(八代市、八代郡)；09	芦北(水俣市、葦北郡)；10	球磨(人吉市、球磨郡)；11	天草(上天草市、天草市、天草郡)；12

【業務委託等】 ※希望業種欄に○、希望地域欄に下記の地域コードを記入してください。

第1分類	第2分類	希望業種	希望地域	第1分類	第2分類	希望業種	希望地域	
(1) 庁舎管理	①電話交換業務			(9) 環境関係測定機器保守	①大気汚染観測機器			
	②庁舎清掃				②水質汚濁観測機器			
	③庁舎衛生管理				③地下水水位観測機器			
	④その他庁舎管理 (内容：)				①防災通信施設保守			
(2) 浄化槽管理	①浄化槽点検清掃			(10) 機器保守	②研究機器等保守			
(3) 樹木保護管理	①樹木保護管理				③OA機器保守			
	(4) 建物設備管理	①設備機器運転監視				④信号機保守		
		②エレベータ保守				⑤その他機器保守 (内容：)		
(5) 警備	③消防用設備保守				(11) 広報・広告業務	①企画・制作		
	④自動ドア保守			(12) 催事関係業務	②映画・ビデオ制作			
	⑤自家用電気工作物保守				①企画・運営業務			
	(6) 検査業務	⑥空調設備保守			②会場設営			
		⑦ボイラー保守			(13) 廃棄物処理業務	①一般廃棄物収集運搬、処分		
	(7) 調査業務	①機械警備			(14) 運送業務	②産業廃棄物収集運搬、処分		
		②人的警備				③特別管理産業廃棄物収集運搬、処分		
(8) 文化財調査		①埋蔵文化財発掘調査				(15) 給食業務	①給食業務	
		②文化財修復業務			(16) クリーニング	①クリーニング		
		(9) 情報処理業務	①水質検査			(17) 情報処理業務	①情報システム全般の設計、開発、維持管理	
②ダイオキシン類検査					②電子計算機用データ入力			
③大気検査				③ホームページ制作・維持管理				
④土壌分析				④その他の情報処理業務 (内容：)				
(10) リース・レンタル	⑤健康診断業務				(18) リース・レンタル	①OA機器類		
	⑥その他検査業務 (内容：)					②複写サービス		
	(11) 研修業務		①都市計画関係調査			③その他のリース・レンタル (内容：)		
		②交通関係調査			(19) 研修業務	①研修業務		
③不動産等鑑定調査				(20) その他	①その他 (内容：)			
(12) その他	④環境アセスメント調査			(20) その他	(内容：)			
	⑤市場・世論調査							
	⑥航空写真撮影							
	⑦森林関係調査							
(13) その他	⑧その他の調査 (内容：)							

地域コード表

全県；01	熊本市内；02	宇城(宇土市、宇城市、下益城郡)；03	玉名(荒尾市、玉名市、玉名郡)；04
山鹿市；05	菊池(菊池市、合志市、菊池郡)；06	阿蘇(阿蘇市、阿蘇郡)；07	上益城(上益城郡)；08
八代(八代市、八代郡)；09	芦北(水俣市、葦北郡)；10	球磨(人吉市、球磨郡)；11	天草(上天草市、天草市、天草郡)；12

別記第 3 号様式中「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を削り、「副代理人」を「紙入札における復代理人」に改める。
別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第3条関係)

印刷関係設備調査表

※ 印刷業者の方は、資格審査申請書に添付して提出してください。

平成 年 月 日

住 所	(〒 -)	TEL ()	FAX ()
商号又は名称			
代表者職・氏名			
工場所在地 ^{*1}	(〒 -)	TEL ()	FAX ()
業 態 別 ^{*2}	<input type="checkbox"/> 活版 <input type="checkbox"/> オフセット(ページもの・端物・カラー・ダイレクト) <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> オンデマンド <input type="checkbox"/> 減感 <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 封筒(製袋・印刷) <input type="checkbox"/> 地図(製図・印刷) <input type="checkbox"/> カーボン <input type="checkbox"/> シール(印刷・型抜き) <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> スクリーン		

*1 工場所在地には、熊本県内にある工場の全てについて記入してください。

ただし、熊本県内に工場がない場合は、熊本県が発注した際に印刷を行う工場を記載してください。

*2 業態別には、貴社で対応可能なものの全てに☑を付けてください。()内は必ず○で囲んでください。

※入札・見積依頼等の参考といたしますので、漏れなく御記入ください。

印刷関係設備一覧(台数を記入してください。)*3

版下設備			製版設備								
マッキントッシュ	電子組版	電算写植	スキャナ	カラー スキャナ	プリンター	複製版	現像	イメージ セッター	エレ フックス	シルバー マスター	CTP
印刷機 ^{*4}					製本・加工設備						
オフセット(一般印刷)			フォーム	その他	丁合	断裁	針金	無線	糸綴	折機	型抜
4色機	2色機	1色機									

*3 印刷設備は、自己所有、リース等にかかわらず、現在貴社において稼働中のものを全て記入してください。

*4 印刷機について

オフセット印刷機：5色機以上は4色機に記載してください。

その他：活版印刷機、凸版印刷機、オンデマンド等の台数を記載してください。

版下関係設備	名 称	製造会社	機 種	導入年月 ^{*5}	規 格 ^{*6}			定価(千円)	備考 ^{*8}	
製版関係設備	名 称	製造会社	機 種	導入年月 ^{*5}	サイズ	性 能		定価(千円)	備考 ^{*8}	
印刷関係設備	名 称	製造会社	機 種	導入年月 ^{*5}	色数	最大サイズ ^{*7}	最小サイズ ^{*7}	印刷速度	定価(千円)	備考 ^{*8}
製本関係設備	名 称	製造会社	機 種	導入年月 ^{*5}	最大サイズ ^{*7}	最小サイズ ^{*7}	処理能力 ^{*7}	定価(千円)	備考 ^{*8}	

* 5 導入年月はリースの場合は、機械のリース開始契約年月を記入してください。
 * 6 版下の規格欄には、次の事項を記入してください。
 字体の種類、出力文字のドット数、対応できるソフト等
 * 7 製本の処理能力欄は、処理速度(枚数/時)・最大厚さ等を記入してください。
 * 8 備考欄には、購入・リースの別を記入してください。

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までを削る。
 別記第 1 0 号様式中「入札参加資格から」を「入札参加資格者から」に改め、同様式を別記第 1 2 号様式とし、別記第 6 号様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第7号様式(第3条関係)

役員の一覧表

役職	氏名	氏名のカナ	性別	生年月日	住 所

上記役員の一覧表に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について熊本県警察本部に照会することに同意します。

年 月 日

住所

氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

実印

【注意事項】

- 1 この書面に記載された全ての個人情報、熊本県個人情報保護条例の規定に基づいて取り扱うものとし、暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。また、これらの情報をもとに熊本県警察本部から取得した個人情報についても同様です。
- 2 この書面には、次に該当する者について記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - (1) 株式会社(特例有限会社を含む。)については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 一般(公益)社団法人又は一般(公益)財団法人については、理事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与する者として定められている者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合については、支店長、営業所長その他の者
 - (9) 当該法人が会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

別記第 8 号様式(第 3 条関係)

誓 約 書

不適正な事務処理に関して

- 1 県の職員から架空の請求書の作成、納品書と異なる物品の納入など、不適正な事務処理を依頼された場合は断固拒否します。
- 2 上記のような依頼があった場合には、出納局管理調達課へ通報します。
- 3 県が不適正な事務処理に係る調査等を実施する際には、県が調達した物品、委託等に係る関係書類、帳簿等を提供するなど、全面的に協力します。

熊本県暴力団排除条例に関して

私(法人の場合は商号)は、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

本誓約を守らないときは、競争入札参加資格を取消されることになっても異議はありません。

以上のとおり誓約します。

平成 年 月 日

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名

実印

熊本県知事 様

別記第 9 号様式(第 3 条関係)

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地(住所)

法人名(屋号)

代表者職氏名

実印

該当するケースの□にチェックを付けてください。

【熊本県内に事務所又は事業所がない場合】

□(ケース1) 当事業所は熊本県内に事務所または事業所がありません。

【領収証書の写しが貼付できる場合】

□(ケース2) 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

直近の領収証書(申請の日前6月以内)の写しを下の点線枠内に一部貼付してください。

領収書の写し
貼付箇所



領収書の写し(1枚)の貼付箇所 (の り し ろ)
※1 申請の日前6月以内であればいずれの月でも結構です。
※2 県内の主たる事務所又は事業所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。
※3 県内の主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しとなります。
※4 従業員が居住するすべての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

【貼付する領収証書の写しが無い場合等】

①(特別徴収実施確認)

□(ケース3) 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。→右の枠内に市町村からの確認印を受けてください。

②(開始誓約)

□(ケース4) 当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当事業所あてに送付してください。→右の枠内に市町村からの確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

③(特別徴収義務が無い場合)

□(ケース5) 当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。
→上部枠内に市町村からの確認印を受けてください

別記第 10 号様式 (第 5 条関係)

第 号
平成 年 月 日

(申請者名)
(代表者職・氏名)

熊本県知事 ○○ ○○ 印

資 格 審 査 結 果 通 知 書

さきに貴社 (あなた) から提出のあった競争入札参加資格審査申請書について、参加資格を審査した結果、下記のとおり資格があるもの (資格がないもの) と決定しました。

記

- 1 登 録 番 号
- 2 有 効 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 登 録 業 種 等

登 録 業 種 等			格付等級
(業務区分)	(業種)	(詳細業種)	

- 4 資格を認めない理由 (資格がない場合のみ)

注

- 1 更新を希望される場合は、平成○○年 1 月 4 日から 1 月 31 日まで (閉庁日を除く。) に申請書を提出してください。
- 2 この通知書には黒色の電子印を使用しています。

別記第11号様式(第9条関係)

入札参加資格申請内容変更届

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

実印

下記のとおり変更がありましたので関係書類を添えて届けます。
なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 登録番号
- 2 変更年月日 平成 年 月 日
- 3 変更事項(変更する事項の□にチェック☑を付けてください。)
住所の変更(□本店の所在地 □委任先の所在地)
氏名の変更(□商号・名称 □代表者の職名若しくは氏名)
代理人の変更(□委任先代表者の職名若しくは氏名 □委任先の追加 □委任先の取消)
実印(印鑑登録した印鑑)
使用印の変更
営業種目の変更(□追加 □取消)
令第167条の4第1項に規定する者に該当
別表に定める許可等の失効又は取消し
営業の休止又は廃止
その他知事が定める変更事項()

変 更 前	
変 更 後	

別表を次のように改める。

別表

許認可・免許等一覧【物品】

第1分類	第2分類	必要な許可・認可・登録等
(1) 印刷類	①青写真焼付・コピー	
	②オフセット印刷	
	③フォーム印刷	
	④地図印刷	
	⑤特殊印刷	
	⑥その他の印刷	
(2) 文具・事務機類	①紙	
	②文具・事務機器	
	③印章	
	④書籍	
(3) 家具類	①家具	
	②室内装飾	
	③畳	
(4) 楽器・運動用品類	①楽器	
	②運動用品	
(5) 被服・繊維製品類	①衣料・帽子・雨具等	
	②旗・染物等	
	③寝具	
	④靴	
(6) 看板・資材類	①看板	
	②道路標識	
	③土木工事に用資材	
(7) 雑貨類	①記念品・贈答品	
	②荒物・金物・雑貨	
	③ゴム・ビニール製品	
(8) 電力・燃料類	①電力	一般電気事業許可 (ガソリン、軽油、灯油、重油) 石油製品販売業開始届出、揮発油販売業者登録
	②石油製品・ガス類	(ガス) 液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス製造許可、高圧ガス販売事業届出
	③その他	
(9) 車両・船舶・航空	①車両販売	
	②船舶販売	
	③車両・船舶整備	(車両整備) 自動車分解整備事業認証
	④車両・船舶付属品販売	
	⑤航空機部品販売・整備	(航空機整備) 航空機整備改造認定事業場
(10) 機械・器具類	①写真・カメラ等	
	②家電製品	
	③電気・通信機器	
	④OA機器・ソフトウェア等	
	⑤工作機器	
	⑥建設機器	
	⑦農林水産機器	
	⑧厨房機器	
	⑨空調設備	
	⑩理化学機器	
	⑪医療・介護用機器	高度管理医療機器等販売業許可証、管理医療機器販売業届出、一般医療機器製造販売業許可
	⑫防災・消防機器	
	⑬その他	

(11) その他	②薬品類	(医薬品) 薬局開設届、医薬品販売業許可証、医薬品製造業許、医薬部外品製造業許可証、医薬品輸入販売業許可証、毒物劇物販売業登録票、毒物劇物製造業登録票、毒物劇物輸入業登録票 (動物医薬品) 動物用医薬品店舗販売業、動物用医薬品特例販売業 (農薬) 農薬販売業届受理証
	③肥料・飼料・種苗	(肥料) 肥料販売業務開始届出書 (飼料) 飼料販売業者届出
	④警察用品	
	⑤その他	

許認可・免許等一覧【業務委託等①】

第1分類	第2分類	必要な許可・認可・登録等
(1) 庁舎管理	①電話交換業務	
	②庁舎清掃	建築物環境衛生管理事業県知事登録（清掃、環境衛生総合管理のいずれか）
	③庁舎衛生管理	建築物環境衛生管理事業県知事登録（空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のいずれか）
	④その他庁舎管理	
(2) 浄化槽管理	①浄化槽点検清掃	(点検) 浄化槽保守点検業者登録 (清掃) 浄化槽清掃業者許可
(3) 樹木保護管理	①樹木保護管理	
(4) 建物設備管理	①設備機器運転監視	
	②エレベータ保守	昇降機検査資格
	③消防用設備保守	消防設備士免許
	④自動ドア保守	
	⑤自家用電気工作物保守	電気主任技術者免許
	⑥空調設備保守	
	⑦ボイラー保守	(小型ボイラー、小規模ボイラーを除くボイラー整備) ボイラー整備士免許 (保守点検) ボイラー技士免許
(5) 警備	①機械警備	機械警備業届出及び警備業認定
	②人的警備	警備業認定、営業所設置届（県外本店のみ）

(6) 検 査 業 務	①水質検査	
	②ダイオキシン類検査	
	③大気検査	
	④土壌分析	
	⑤健康診断業務	病院開設許可又は診療所開設届
	⑥その他検査業務	
(7) 調 査 業 務	①都市計画関係調査	
	②交通関係調査	
	③不動産等鑑定調査	(土地家屋調査)土地家屋調査士登録 (不動産鑑定)不動産鑑定士、不動産鑑定業登録
	④環境アセスメント調査	
	⑤市場・世論調査	
	⑥航空写真撮影	
	⑦森林関係調査	
	⑧その他の調査	
(8) 文 化 財 調 査	①埋蔵文化財発掘調査	
	②文化財修復業務	
(9) 環 境 関 係 測 定 機 器 保 守	①大気汚染観測機器	
	②水質汚濁観測機器	
	③地下水位観測機器	
(10) 機 器 保 守	①防災通信施設保守	
	②研究機器等保守	
	③OA機器保守	
	④信号機保守	
	⑤その他機器保守	
(11) 広 報・広 告 業 務	①企画・制作	
	②映画・ビデオ製作	
(12) 催 事 関 係 業 務	①企画・運営業務	
	②会場設営	

(13) 廃棄物処理 業務	①一般廃棄物収集運搬、 処分	(収集)一般廃棄物収集運搬業許可 (処分)一般廃棄物処分業許可
	②産業廃棄物収集運搬、 処分	(収集)産業廃棄物収集運搬業許可 (処分)産業廃棄物処分業許可
	③特別管理産業廃棄物収 集運搬、処分	(収集運搬)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 (処分)特別管理産業廃棄物処分業許可
(14) 運 送 業 務	①運送業務	(旅客運送)一般乗合自動車運送業許可、一般貸切旅客自 動車運送業許可 (貨物運送)一般貨物自動車運送業許可、特定貨物自動車 運送事業許可、貨物軽自動車運送事業届出
(15) 給 食 業 務	①給食業務	飲食店営業許可証
(16) クリーニン グ	①クリーニング	クリーニング所開設届
(17) 情報処理業 務	①情報システム全般の設 計、開発、維持管理	
	②電子計算機用データ入 力	
	③ホームページ製作・維 持管理	
	④その他の情報処理業務	
(18) リース・レン タル	①OA機器類	
	②複写サービス	
	③その他のリース・レン タル	
(19) 研 修 業 務	①研修業務	
(20) そ の 他	①その他	

附 則

- この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県告示第 1 2 4 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 24 年 11 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 11 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	松橋停車場線	宇城市松橋町曲野字金ヶ崎 2160番1地先から 宇城市松橋町久具字猫迫 688番1地先まで	前	12.1 ～ 14.2	22.7	道路法 第 24 条（施 行承認 ）工事
			後	13.7 ～ 14.3		

2 区域を変更する期日 平成 24 年 11 月 30 日

熊本県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字北ノ迫 4106番1地先から 同所 4164番3先まで	76.0	地自交 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成24年11月30日

熊本県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番31地先から 下益城郡美里町原田字本村 168番2地先まで	116.0	一括道路 (道路改築)
		下益城郡美里町中郡字梨尾 同所 2867番27地先から 2867番30地先まで	73.0	

2 供用を開始する期日 平成24年11月30日

熊本県告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年11月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
主要地方道道	牛深天草線	天草市河浦町今田字毛無尾 215番2地先から 同所 215番2地先まで	前	9.7 ～ 11.9	9.5	全防災
			後	9.7 ～ 25.9	9.5	

2 区域を変更する期日 平成24年11月30日

公 告

熊本県公告第622号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第4項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したため、同条第5項の規定により熊本県農林水産部生産局農業技術課及び各熊本県地域振興局（熊本市にあっては、熊本県熊本農政事務所）農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第623号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により平成24年度のふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時
平成25年2月3日午前9時
- 2 試験会場
熊本市中央区春竹町481
専修学校常盤学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論
 - (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑別
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
 - (2) 受験手数料
13,400円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円分の証紙を添えて、最寄りの県保健所又は熊本市保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
 - (4) 受験の申込期間
受験の申込期間は、平成25年1月4日から平成25年1月16日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（ただし、熊本市保健所においては、午後5時までとする。）
郵送の場合は、平成25年1月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表
 - (1) 合格者の発表は、平成25年2月19日午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。

- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 問合せ
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所、熊本市保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7083）に行うこと。
なお、郵便による受験願書の請求は、80円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封すること。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から（合格発表の日については、午前10時から）午後5時15分までの間に熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
 - (3) 出題した筆記試験問題及び解答を、合格発表と併せて県庁ホームページに掲載する。ただし、掲載期間は、1年間（平成25年2月19日から平成26年2月18日まで）とする。
- 8 その他
受験者は、受験票及び上履きを持参し、筆記試験にあつては筆記用具も、実施試験にあつては料理包丁、布巾、帽子、清潔な作業着（白衣等調理の際に着用する衣服）及び専用の清潔な履き物（スリッパ・サンダルは不可）を持参すること。

熊本県公告第624号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から平成24年11月8日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年11月20日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第625号

熊本市に事務所を置く渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成24年11月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	北口 和皇	熊本市中央区国府本町5番7号
理事	島本 誠喜	熊本市東区画図町大字所島6番地
理事	古上 藤一	熊本市南区良町2丁目5番130号
理事	米村 邦男	熊本市南区御幸西1丁目15番19号
理事	米村 國廣	熊本市南区田迎3丁目11番30号
理事	中村 壽人	熊本市南区良町3丁目2番80号
理事	馬場 律哉	熊本市中央区琴平1丁目8番27号
理事	清田 好弘	熊本市南区十禅寺2丁目10番24号
理事	田中 誠一	熊本市南区近見3丁目7番10号
監事	古閑 隆二	熊本市東区画図町大字重富260番地
監事	林田 末廣	熊本市南区御幸木部2丁目9番16号
監事	有田 末人	熊本市南区田井島2丁目8番58号
監事	一門 博憲	熊本市南区近見8丁目1番20号
就任		
理事	北口 和皇	熊本市中央区国府本町5番7号
理事	島本 誠喜	熊本市東区画図町大字所島6番地
理事	古上 藤一	熊本市南区良町2丁目5番130号
理事	米村 邦男	熊本市南区御幸西1丁目15番19号
理事	米村 國廣	熊本市南区田迎3丁目11番30号
理事	中村 壽人	熊本市南区良町3丁目2番80号
理事	馬場 律哉	熊本市中央区琴平1丁目8番27号

理事	清田 好弘	熊本市南区十禅寺2丁目10番24号
理事	田中 誠一	熊本市南区近見3丁目7番10号
理事	東 誠一	熊本市南区南高江1丁目15番52号
監事	古閑 隆二	熊本市東区画図町大字重富260番地
監事	林田 末廣	熊本市南区御幸木部2丁目9番16号
監事	有田 末人	熊本市南区田井島2丁目8番58号
監事	清田 義廣	熊本市南区近見2丁目12番7号

熊本県公告第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字木倉字毘沙門384番、同385番、同387番2、同388番、同399番、同400番及び同401番
12,057.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
新潟県新潟市南区清水4501番1
株式会社 コメリ

熊本県公告第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字境1233番3及び同1230番4
259.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字平田1275番地1
芥川 大介

熊本県公告第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字池尻1859番1及び同1859番2
4,256.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区長嶺南八丁目8番55号
株式会社アネシス
熊本市東区長嶺南八丁目11番40号
三智開発株式会社

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第86号

平成23年11月30日熊本県選挙管理委員会告示第49号（政治資金収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。
平成24年11月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政治団体の収支報告書の要旨（平成 2 2 年分）
 <政党支部>

[単位：円]

自由民主党熊本県菊池郡第五支部

報告年月日	23.03.17	
1 収入総額	<u>1,581,794</u>	
前年繰越額	634,826	
本年收入額	<u>946,968</u>	
2 支出総額	1,200,000	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(162人)	46,800
寄附	<u>900,000</u>	
政治団体分	<u>900,000</u>	
その他の収入	168	
一件十万円未満のもの	168	
4 支出の内訳		
政治活動費	1,200,000	
寄附・交付金	1,200,000	
5 寄附の内訳		
(政治団体分)		
自由民主党熊本県連	<u>900,000</u>	熊本市

※下線部分が訂正箇所

政治団体の収支報告書の要旨（平成 2 2 年分）
 <その他の団体>

[単位：円]

日本弁護士政治連盟熊本県支部

報告年月日	23.03.28	
1 収入総額	<u>206,020</u>	
本年收入額	<u>206,020</u>	
2 支出総額	179,796	
3 本年收入の内訳		
寄附	28,000	
政治団体分	28,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	166,000	
1周年祝賀会	166,000	
借入金	12,010	
猿渡 健司	12,010	
<u>その他の収入</u>	<u>10</u>	
<u>一件十万円未満のもの</u>	<u>10</u>	
4 支出の内訳		
政治活動費	179,796	
組織活動費	9,480	
機関紙誌の発行その他の事業費	170,236	
その他の事業費	170,236	
その他の経費	80	
5 寄附の内訳		
(政治団体分)		
年間五万円以下のもの	28,000	

※下線部分が訂正箇所

熊本県選挙管理委員会告示第87号

平成24年12月16日執行予定の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は、次のとおりである。

平成24年11月30日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田憲保

1 選挙人名簿の登録基準日等

(1) 被登録資格の

平成24年12月3日

(ただし、年齢については平成24年12月16日)

決定の基準日

(2) 登録日

平成24年12月3日

(3) 縦覧期間

平成24年12月4日

(午前8時30分から午後5時まで)

2 在外選挙人名簿に係る縦覧期間

平成24年12月4日

(午前8時30分から午後5時まで)

正 誤

平成20年11月7日熊本県公告第756号（土地改良区役員の退任及び就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	32	米村 國廣	米村 国廣